

議案第54号 説明資料

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約 新旧対照表

現 行 規 約	改 正 規 約																								
<p>○北海道市町村職員退職手当組合格約 (昭和32年1月23日32地第175号指令許可)</p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 この組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の精神にのっとり、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、もって市町村職員の福祉の増進を図るとともに市町村財政の安定とその健全化を寄与することを目的とする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(組合を組織する地方公共団体) 第3条 組合は、別表に掲げる地方公共団体（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。</p> <p>第3条の2及び第4条 略</p> <p>第2章 組合の議会 (組合の議会の議員の定数及び選挙の方法) 第5条 組合の議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、30人とし、組合市町村の長及び議会の議長の職にある者のうちから、次の区分に従いそれぞれ互選する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">員数</th> <th colspan="2">同左のうち</th> <th rowspan="2">互選の方法</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村長</td> <td>15人</td> <td>1人</td> <td>14人</td> <td>市にあつては、通じ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	員数	同左のうち		互選の方法	市	町村	市町村長	15人	1人	14人	市にあつては、通じ	<p>○北海道市町村職員退職手当組合格約 (昭和32年1月23日32地第175号指令許可)</p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 この組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の精神にのっとり、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、もって市町村職員の福祉の増進を図るとともに市町村財政の安定とその健全化に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(組合を組織する地方公共団体) 第3条 組合は、別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。</p> <p>第3条の2及び第4条 略</p> <p>第2章 組合の議会 (組合の議会の議員の定数及び選挙の方法) 第5条 組合の議会の議員（以下「議員」という。）の定数は、30人とし、組合市町村の長及び議会の議長の職にある者のうちから、次の区分に従いそれぞれ互選する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">員数</th> <th colspan="2">同左のうち</th> <th rowspan="2">互選の方法</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村長</td> <td>15人</td> <td>1人</td> <td>14人</td> <td>市にあつては通じて</td> </tr> </tbody> </table>	区分	員数	同左のうち		互選の方法	市	町村	市町村長	15人	1人	14人	市にあつては通じて
区分			員数	同左のうち		互選の方法																			
	市	町村																							
市町村長	15人	1人	14人	市にあつては、通じ																					
区分	員数	同左のうち		互選の方法																					
		市	町村																						
市町村長	15人	1人	14人	市にあつては通じて																					

現 行 規 約

				て1人町村にあつては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内のごとに1人を互選する。
市町村の議会 議長	15人	1人	14人	同

第6条～第15条 略

別表

組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名

区 分	市町村及び市町村の一部事務組合
市	根室市 滝川市 江別市 深川市 砂川市 富良野市 恵庭市 伊達市 芦別市 歌志内市 赤平市 美唄市 北広島市 石狩市 三笠市 士別市 北斗市 名寄市
石狩管内	当別町 新篠津村
渡島管内	松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 長万部町 森町 八雲町
檜山管内	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町
後志管内	島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
空知管内	南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 栗山町
上川管内	鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町

改 正 規 約

				1人、町村にあつては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域ごとに1人を互選する。
市町村の議会 議長	15人	1人	14人	同

第6条～第15条 略

別表

組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合

(1) 市町村

区 分	市 町 村
市	根室市、滝川市、江別市、深川市、砂川市、富良野市、恵庭市、 伊達市、芦別市、歌志内市、赤平市、美唄市、北広島市、 石狩市、三笠市、士別市、北斗市、名寄市
石狩管内	当別町、新篠津村
渡島管内	松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、長万部町、 森町、八雲町
檜山管内	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
後志管内	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、 喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、 積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
空知管内	南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、月形町、浦臼町、 新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、 栗山町

現 行 規 約		改 正 規 約	
	美瑛町 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 幌加内町	上川管内	鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、幌加内町
留萌管内	増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町	留萌管内	増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷管内	猿払村 浜頓別町 中頓別町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 枝幸町 幌延町	宗谷管内	猿払村、浜頓別町、中頓別町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、枝幸町、幌延町
オホーツク管内	美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 遠軽町 大空町 湧別町	オホーツク管内	美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、遠軽町、大空町、湧別町
胆振管内	厚真町 豊浦町 壮瞥町 白老町 安平町 むかわ町 洞爺湖町	胆振管内	厚真町、豊浦町、壮瞥町、白老町、安平町、むかわ町、洞爺湖町
日高管内	平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 日高町 新ひだか町	日高管内	平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、日高町、新ひだか町
十勝管内	音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 本別町 豊頃町 浦幌町 足寄町 陸別町	十勝管内	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、豊頃町、浦幌町、足寄町、陸別町
釧路管内	釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町	釧路管内	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根室管内	別海町 標津町 中標津町 羅臼町	根室管内	別海町、標津町、中標津町、羅臼町
一部事務組合 (石狩)	石狩北部地区消防事務組合 石狩東部広域水道企業団 石狩教育研修センター組合	(2) 一部事務組合及び広域連合	
(渡島)	山越郡衛生処理組合 南渡島衛生施設組合 渡島西部広域事務組合 南渡島消防事務組合 渡島廃棄物処理広域連合	区 分	一部事務組合及び広域連合
(檜山)	北部檜山衛生センター組合 南部檜山衛生処理組合 江差町ほか2町学校給食組合 檜山広域行政組合	石狩管内	石狩北部地区消防事務組合、石狩東部広域水道企業団、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、石狩西部広域水道企業団、石狩教育研修センター組合
(後志)	北後志衛生施設組合 羊蹄山麓環境衛生組合 南部後志環境衛生組合 岩内地方衛生組合 羊蹄山ろく消防組合 岩内・寿都地方消防組合 北後志消防組合 南部後志衛生施設組合	渡島管内	山越郡衛生処理組合、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合
(空知)	長幌上水道企業団 北空知衛生センター組合 北空知学校給食組合 奈井江、浦臼町学校給食組合 空知教育センター組合 中空知衛生施設組合 南空知公衆衛生組合 中空知広域市町村圏組合 西空知広域水道企業団 滝川地区広域消防事務組合 深川地区消防組合 砂川地区広域消防組合 南空知消防組合	檜山管内	北部檜山衛生センター組合、南部檜山衛生処理組合、江差町ほか2町学校給食組合、檜山広域行政組合
		後志管内	北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都

現 行 規 約		改 正 規 約	
	砂川地区保健衛生組合 北空知葬斎組合 月新水道企業団 桂沢水道企業団 北空知広域水道企業団 石狩川流域下水道組合 中空知広域水道企業団 南空知葬斎組合 空知中部広域連合		地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合
(上川)	名寄地区衛生施設事務組合 士別地方消防事務組合 大雪消防組合 愛別町外3町塵芥処理組合 大雪清掃組合 大雪葬斎組合 大雪浄化組合 大雪地区広域連合 富良野広域連合	空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、北空知葬斎組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合
(留萌)	羽幌町外2町村衛生施設組合 北留萌消防組合	上川管内	名寄地区衛生施設事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合
(宗谷)	南宗谷衛生施設組合 利尻郡清掃施設組合 南宗谷消防組合 利尻礼文消防事務組合 利尻郡学校給食組合 利尻島国民健康保険病院組合 西天北五町衛生施設組合	留萌管内	羽幌町外2町村衛生施設組合、北留萌消防組合
(オホーツク)	斜里郡3町終末処理事業組合 美幌・津別広域事務組合 斜里地区消防組合 遠軽地区広域組合 西紋別地区環境衛生施設組合	宗谷管内	南宗谷衛生施設組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、利尻郡学校給食組合、利尻島国民健康保険病院組合、西天北五町衛生施設組合
(胆振)	西胆振消防組合 胆振東部消防組合 安平・厚真行政事務組合 胆振東部日高西部衛生組合	オホーツク管内	斜里郡3町終末処理事業組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、遠軽地区広域組合、西紋別地区環境衛生施設組合
(日高)	日高東部衛生組合 日高地区交通災害共済組合 日高東部消防組合 日高中部消防組合 日高中部衛生施設組合 日高西部消防組合 平取町外2町衛生施設組合 日高中部広域連合	胆振管内	西胆振消防組合、胆振東部消防組合、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合
(十勝)	南十勝複合事務組合 池北三町行政事務組合 北十勝2町環境衛生処理組合 とかち広域消防事務組合	日高管内	日高東部衛生組合、日高地区交通災害共済組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高中部衛生施設組合、日高西部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高中部広域連合
(釧路)	川上郡衛生処理組合 釧路北部消防事務組合 釧路東部消防組合 釧路白糠工業用水道企業団	十勝管内	南十勝複合事務組合、池北三町行政事務組合、北十勝2町環境衛生処理組合、とかち広域消防事務組合
(根室)	根室北部衛生組合 根室北部消防事務組合 中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合	釧路管内	川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団
(札幌)	北海道市町村総合事務組合 北海道市町村備荒資金組合 北海道町村議会議員公務災害補償等組合 石狩西部広域水道企業団	根室管内	根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合